

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年10月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
------------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件
---------------------	----

厚生局受付番号 : 九州(受)第2500095号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2500011号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月18日の標準賞与額を7万3,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成21年12月

A社から請求期間において賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、賞与の支給記録が漏れている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出したA社からの賞与の振込先とする金融機関の流動性預金異動明細表の写し及びA社が提出した平成21年分給与所得の源泉徴収票の内訳とする資料の写しによると、請求者は、請求期間において同社から賞与を支給され、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額から、7万3,000円とすることが必要である。

また、賞与の支給年月日については、請求者が提出した金融機関の流動性預金異動明細表の写しから、平成21年12月18日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。